

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

告 示

○北海道公債の定時償還の抽せんの実施（銀行等引受債）.....	(財政課)	11
○土地改良区の役員の住所変更の届出.....	(土地改良指導課)	11
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(土地改良指導課)	11
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	12
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	13
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	13
○道路の供用の開始.....	(道路整備課)	14
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(道路整備課)	14

支 庁 告 示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し（3件）.....	14
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	15

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	15
----------------------	----

道人事委員会規則

○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	16
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	16
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	16

道監査委員公表

○監査公表第14号.....	17
----------------	----

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	17
--------------------------------------	----

告 示

北海道告示第973号

北海道公債の元金に係る平成17年2月20日定時償還について、次のとおり抽せんを行う。

平成16年12月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 償還銘柄及び償還金額

銘	柄	償 還 金 額
北海道第22回4号公債		10億5,000万円
北海道第22回5号公債		10億5,000万円
北海道第22回6号公債		7億5,000万円
北海道第22回7号公債		9億3,000万円
北海道第22回8号公債		6億6,000万円

2 償 還 期 日

平成17年2月20日

3 抽せん日時

平成17年1月5日 午後2時

4 抽せん場所

株式会社 北洋銀行本店
札幌市中央区大通西3丁目11番地

5 抽せん方法

電子計算機抽せん

北海道告示第974号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、沼田町土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成16年12月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

理 事 ・ 氏 名	住 所
監事の別	変 更 前 変 更 後
理 事 土田 忠昭	雨竜郡沼田町字北竜1236番地 雨竜郡沼田町字北竜211番地32

北海道告示第975号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成16年12月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年12月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
金 富	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水）	北海道上川支庁
比 布 北 同	（区画整理、暗きょ）	同

北海道告示第976号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指

育てよう一人一人の
人権意識
身近なことから人権を
考えてみませんか

定する予定である。

平成16年12月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 三石郡三石町字西蓬萊144（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町朝日丘43から45まで・48の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、40

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 白糠郡白糠町庶路基線84の4・庶路71の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、70の9

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第977号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年12月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 帯広市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 河西郡芽室町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 河西郡中札内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
中札内村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 河西郡中札内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに帯広市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第978号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年12月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 川上郡標茶町字オソツベツ155の1・390の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、155の5、155の6
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第979号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年12月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
- 石狩郡当別町字青山奥二番川2513の1・2513の120（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2513の172、字青山奥三番川2513の149・2513の177（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2513の210、字青山奥四番川2513の140（次の図に示す部分に

限る。）、5817、5818

- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石狩支庁経済部林務課及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第980号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成16年12月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 松前郡松前町字神明296地先・297地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
- 石狩郡当別町字青山奥2513の147（次の図に示す部分に限る。）、2513の190、2513の197、2513の235、2513の241、2513の247、2513の263、2513の264、2513の271、2513の272、2513の277、2513の278、6631、字青山奥二番川2513の1・2513の120・2513の205（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2513の172、2513の173、2513の203、2513の207、2513の243、2513の244、字青山奥三番川2513の149・2513の177（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2513の175、2513の210、字青山奥四番川2513の

121（次の図に示す部分に限る。））、2513の140、2513の180、5817、5818、5859の1、5865、5866、5874の1、6130、6133、6147から6150まで、6152、6166の2、6167、6169の1から6169の3まで

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字青山奥2513の147・2513の190・字青山奥二番川2513の1・2513の120・字青山奥三番川2513の149・2513の210・字青山奥四番川2513の121・2513の140（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第981号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年12月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 丹 羽 今 金 線	瀬棚郡今金町字神丘377番1地先から 瀬棚郡今金町字神丘367番7地先まで	平成16.12.10
道道 丹 羽 今 金 線	瀬棚郡今金町字神丘158番1地先から 瀬棚郡今金町字神丘202番地先まで	同 16.12.20
道道 東大里瀬棚停車場線	瀬棚郡瀬棚町字東大里310番1地先から 瀬棚郡瀬棚町字東大里308番1地先まで	同

北海道告示第982号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年12月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道				
2	路 線 名	赤平奈井江線				
3	道路の区域					
	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	
	空知郡奈井江町字奈井江1246番1地先から	前	19.50mから	380.00m	――	
	空知郡奈井江町字奈井江1240番3地先まで		31.00mまで			
		後	19.50mから	380.00m	――	
			31.00mまで			
		後	20.00mから	388.00m	――	
			50.00mまで			

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第21号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成16年12月10日

北海道石狩支庁長 渡 部 道 博

住 所	商 号 又 は 名 称	氏 名	登 録 番 号	登録取消年月日
札幌市豊平区福住3条10丁目11-3	内 海 商 事	内海 明美	北海道知事(2) 石第02361号	平成16.11.26
札幌市豊平区中の島1条9丁目8番8号	株式会社 リアルファイナンス	村岡 則子	北海道知事(1) 石第02575号	同

北海道後志支庁告示第15号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成16年12月10日

北海道後志支庁長 片 平 美智子

1 住 所	余市郡余市町美園町74番地35
2 商号又は名称	マル安商事
3 氏 名	田中 栄子

4 登 録 番 号 北海道知事(5)後第00036号
5 登録取消年月日 平成16年12月2日

北海道後志支庁告示第16号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成16年12月10日

北海道後志支庁長 片 平 美智子

- 1 住 所 小樽市東雲町2番1号ナウチハイツ301
- 2 商号又は名称 樽新商事
- 3 氏 名 古川 久道
- 4 登 録 番 号 北海道知事(1)小第00147号
- 5 登録取消年月日 平成16年12月2日

北海道十勝支庁告示第23号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年12月10日

北海道十勝支庁長 近 藤 光 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
リールマシン 12台
地上配管セット 一式
- 2 落札を決定した日
平成16年10月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 緑産株式会社
(2) 住 所 神奈川県相模原市田名3334番地
- 4 落札金額
54,600,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成16年9月7日付け北海道十勝支庁告示第11号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道十勝支庁総務部会計課
(2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第76号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年12月10日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

札幌医科大学情報ネットワークシステムLAN機器（東棟、本部棟）の賃貸借一式（1月当たりの単価）

- (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 平成17年3月1日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成22年2月28日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

- (4) 納 入 場 所 札幌市中央区南1条西16～17丁目 札幌医科大学

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 過去2年間に国又は地方公共団体と情報ネットワークシステムについての契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて確実に履行した実績を有する者であること。
- (4) 過去2年間に大学と情報ネットワークシステムについての契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて確実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年12月10日（金）から平成17年1月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律

第178号)に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで) イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局企画課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局企画課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学本部棟4階入札室(送付(書留郵便等に限る。))による場合は、郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局企画課) (2) 入札日時 平成17年1月20日(木)午前10時(送付(書留郵便等に限る。))による場合は、平成17年1月19日(水)午後5時までに必着) (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 札幌医科大学事務局企画課 (2) 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2239 10 Summary A . Nature and quantity of the products to be procured : Lease of main Switches in Sapporo Medical University local area network	(East Building, Administration Building) 1set B . Bit tendering date and time : 10 : 00 A. M., January 20, 2005 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P. M. January 19.) C . Contact : Planning Division, Administration, Sapporo Medical University. Nishi 17-chome Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8556 Japan. Phone : 011-611-2111 Extension 2239
道 人 事 委 員 会 規 則	
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年12月10日 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄 北海道人事委員会規則7 - 1069 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 管理職手当に関する規則(北海道人事委員会規則7 - 267)の一部を次のように改正する。 別表地方労働委員会事務局の部中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。 附 則 この規則は、平成17年1月1日から施行する。 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年12月10日 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄 北海道人事委員会規則7 - 1070 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(北海道人事委員会規則7 - 405)の一部を次のように改正する。 別表第1アの表中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。 附 則 この規則は、平成17年1月1日から施行する。 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年12月10日 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄 北海道人事委員会規則14 - 47	

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14 - 1）の一部を次のように改正する。
別表地方労働委員会事務局の項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附 則
この規則は、平成17年1月1日から施行する。

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項の規定により行った知事からの要求監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する）

平成16年12月10日

北海道監査委員 石 井 孝 一
北海道監査委員 伊 藤 政 信
北海道監査委員 徳 永 光 孝
北海道監査委員 宮 間 利 一

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第174号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成16年12月13日から施行する。

平成16年12月10日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

別表釧路方面新得警察署の項中

				上川郡清水町本通、南1条及び南2条の1丁目から12丁目まで、南3条及び南4条の1丁目から13丁目まで、北1条、北2条（9丁目欠）及び南5条（3丁目、5丁目及び7丁目欠）の1
--	--	--	--	--

清 水			上川郡清水町南4条8丁目17番地	丁目から10丁目まで、北3条1丁目から11丁目まで（2丁目、8丁目及び9丁目欠）本通、南1条から南4条（西2丁目欠）まで、南5条（西1丁目及び西2丁目欠、北1条及び北2条の西1丁目から西5丁目まで、南6条4丁目及び6丁目、南7条6丁目及び7丁目、南8条4丁目から7丁目まで、5丁目欠）南6条西4丁目、北4条及び北5条の4丁目及び5丁目、字清水並びに字下佐幌
		熊 牛	同 清水町字熊牛	同 字熊牛、字人舞及び字美蔓
		御 影	同 御影東1条3丁目	同 御影本通、御影東1条、御影東3条から御影東5条（2丁目及び3丁目欠）まで及び御影西1条の1丁目から5丁目まで、御影東2条及び御影西2条の1丁目から4丁目まで、御影東6条及び御影東7条の1丁目、御影西3条1丁目から3丁目まで、字御影、字羽帯並びに字旭山

を「

清 水			上川郡清水町南4条4丁目2番地2	上川郡清水町北1条、本通西及び南1条西の1丁目から10丁目まで、北1条西及び南4条西の1丁目から5丁目まで、北2条1丁目から10丁目まで（9丁目欠）、北2条西及び南2条西の1丁目から7丁目まで、北3条1丁目から10丁目まで（8丁目及び9丁目欠）、北3条西1丁目から7丁目まで（4丁目及び5丁目欠）、北4条1丁目から5丁目まで（2丁目及び3丁目欠）、北4条西1丁目から7丁目まで（2丁目、4丁目及び5丁目欠）、北5条4丁目及び5丁目、本通、南1条及び南2条の1丁目から12丁目まで、
-----	--	--	------------------	--

				南3条及び南4条の1丁目から13丁目まで、南3条西1丁目から6丁目まで、南5条1丁目から12丁目まで（5丁目及び7丁目欠）、南5条西3丁目から5丁目まで、南6条4丁目から12丁目まで（5丁目及び7丁目から9丁目まで欠）、南6条西4丁目、南7条6丁目から10丁目まで（8丁目欠）、南8条4丁目から10丁目まで（5丁目欠）、南9条及び南10条の6丁目から10丁目まで、字清水並びに字下佐幌	
		熊 牛	同 字熊牛	同 字熊牛、字人舞及び字美蔓	
		御 影	同 御影東1条3丁目	同 御影本通、御影西1条、御影西2条、御影東1条及び御影東3条の1丁目から5丁目まで、御影西3条及び御影東2条の1丁目から4丁目まで、御影東1条南から御影東3条南までの1丁目から3丁目まで、御影東4条の1丁目から6丁目まで、御影東5条及び御影東6条の1丁目から6丁目まで（2丁目及び3丁目欠）、御影東7条の1丁目から5丁目まで（2丁目及び3丁目欠）、御影東8条4丁目及び5丁目、字御影、字羽帯並びに字旭山	

に改める。